

# かごしま未来創造ビジョン見直し有識者委員会設置要綱

## (設置)

第1条 平成30年3月に策定されたかごしま未来創造ビジョンについて、その後の社会経済情勢の変化等を踏まえた見直しについて必要な助言を得るため、かごしま未来創造ビジョン見直し有識者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) かごしま未来創造ビジョンの見直しに当たっての協議・助言等
- (2) その他知事が特に必要と認めること

## (組織)

第3条 委員会は委員20名程度で組織する。

2 委員は、学識経験者等をはじめ様々な分野で活動する者のうちから知事が指名し委嘱する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委員会が解散するときまでとする。

## (委員長)

第5条 委員会に委員長1名を置き、知事の指名によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

## (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、知事が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議には、必要に応じ関係職員を出席させ、関係事項について説明をさせ、又は意見を述べさせることができる。

4 知事が必要と認める場合は、会議に委員以外の者を出席させて意見を述べさせ、又はその他の方法により委員以外の者に意見を述べさせることができる。

## (報償費及び旅費)

第7条 委員及び第6条第4項の規定により用務に従事した者には、報償費及び旅費を支給することができる。

## (委員会の公開)

第8条 委員会は公開を原則とするが、委員会で協議の上、非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は，総合政策部総合政策課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営等に関し必要な事項は，別に定める。

(解散)

第11条 委員会は，令和4年3月31日をもって解散する。

附 則

この要綱は，令和3年6月30日から施行する。